

【特集】

マイナンバーカードで 広がるサービス

本市では、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスの開始（平成29年度予定）に向けて準備を進めています。また、国のマイナンバーを使ったサービスなど、マイナンバーカード利用検討が進んでいます。

問い合わせ先 本庁舎 総務課 ☎0857-20-3121 ☎0857-20-3040
駅南庁舎 市民課 ☎0857-20-3493 ☎0857-20-3408



- 便利** 夜間や休日でもコンビニエンスストア等で取得できる
- 簡単** 簡単な端末操作で取得できる
- 安心** 専用ネットワークと高度なセキュリティで個人情報保護



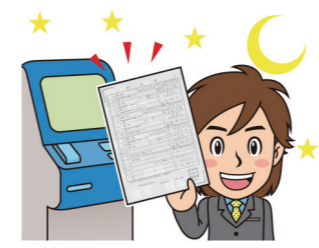
「いつでも、どこでも」
マイナンバーカードで
「コンビニ交付」

「コンビニ交付とは？」

コンビニ交付は、マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書が搭載されているもの）を利用して市が発行する証明書（住民票の写し、印鑑登録証明書など）が全国のコンビニエンスストアなどのキオスク端末（マルチコピー機）から取得できるサービスです。

◆「いつでも」

毎日6時30分から23時までご利用いただけます。市役所窓口の閉庁後（夜間、休日）でも、いつでも必要なときにご利用いただけます。
※年末年始（12月29日～翌年1月3日）を除きます。



お昼休みや夜間、さらに休日でも、自分の都合にあわせて取得できます。
※サービス提供時間 6:30～23:00（12/29～1/3を除く）



お住まいの市区町村に関わらず、全国のコンビニエンスストアなどで取得できます。



証明書が急に必要になったときも、出先ですぐに取得できます。

◆「どこでも」

市内だけでなく、全国の最寄りのコンビニ（ローソン・ファミリーマートなど）から証明書が取得できます。

◆「安心」

利用者の多いコンビニなどの店舗でも、個人情報保護は徹底的に守られます。
①周りの人の目に触れずに証明書が取得できる
申請から証明書の受け取りまでのすべての手続きを本人がキオスク端末で行うので、周りの人の目に触れず安心して証明書を取得できます。
②マイナンバーカードや証明書の取り忘れ防止
マイナンバーカードや証明書などの取り忘れがないよう、キオスク端末の画面や音声、アラームなどで防止対策を実施しています。

③通信ネットワークの安全対策

専用の通信ネットワークを利用して

1 A4サイズの普通紙に印刷

コンビニエンスストアなどで発行される証明書は、特殊な専用紙ではなく、A4サイズの普通紙に印刷されます。

コンビニ交付を利用するには、電子証明書（利用者証明用電子証明書）が搭載されているマイナンバーカードが必要となります。

2 うら面に偽造・改ざん対策

スクランブル画像や偽造防止検出画像といった高度な技術を利用して、証明書の偽造や改ざんを防いでいます。

3 インターネットで内容チェック

証明書の偽造や改ざんがされていないかのチェックを、インターネットを通じて行えます。

【イラスト出典元：地方公共団体情報システム機構】



マイナンバーって何？

行政機関がマイナンバーを使用する事務で、自分の情報をやり取りした記録を確認できるなど、さまざまな機能をもった「マイナンバー」というシステムが平成29年7月から運用開始されます。

マイナンバーでできること

- マイナンバーでは、主に次の機能が利用できます。
- ①行政機関の間で行われた個人情報のやり取り記録の確認（情報提供記録の開示）
 - ②番号法で提供が決められている、住民本人に関する個人情報の閲覧（自己情報の閲覧）
 - ③市役所などから住民あてに提供されたお知らせの確認（予防接種や健診などの個人固有サービス情報の受信）
 - ④市役所などが提供する電子申請サービス（電子申請の利用）

利用にはマイナンバーカードが必要

マイナンバーは、電子的な個人認証システムを利用して提供さ

平成29年7月 サービス開始

れる新たなサービスです。このマイナンバーを利用するためには、インターネット上に設けられる自身の専用サイト（画面）に接続するときに使用する電子証明書が必要になります。



マイナンバーカード（裏面）
この電子証明書を取得していただくには、マイナンバーカードを申請して、カードの交付を受けることができます。

マイナンバーに接続する環境は？

マイナンバーの利用には、インターネットに接続するための機器が必要です。お持ちのパソコンのほか、スマートフォンやタブレット、コンビニ端末などの利用も考えられています。また、パソコンなどをお持ちでない人にもマイナンバーを利用いただけるよう、ケーブルテレビを使った接続



マイナポータルに接続が予定されている機器

さまざまな利用の拡大が検討されています

マイナンバーでは、ご紹介した機能以外にも、引越などの際の民間も含めた手続きのワンストップ化や、納税などの電子決済サービスなど、さまざまな利用が検討されており、より便利にご利用いただけることが期待されます。

☆「検討ください」☆ マイナンバーカード取得

今後、マイナンバーカードは、市民生活の中で利用場面が広がってくると思われると思います。マイナンバーカードの取得についてご検討ください。

申請の方法

マイナンバーカードは、国の発行機関（地方公共団体情報システム機構）へ申請書を郵送するか、または、スマートフォン・パソコンから個人番号カード総合サイトにアクセスして、申請してください。なお、申請から交付までに1か月以上かかります。

住基カードでe-Taxをご利用の人へ

住民基本台帳カードに搭載された電子証明書は、現在の有効期限をもって利用できなくなりました。有効期限をご確認いただき、必要な場合はお早めにマイナンバーカードを申請してください。